

令和8年度 もりおか女性センター主催事業  
「市民団体支援事業」募集要項

1. 目的 市民活動を行っている市民団体と女性センターが連携・協働し、事業の企画や実施を通して学びや意識の向上を図り、男女共同参画の推進ならびに団体活動の活性化をめざすものです。  
また、本事業を通して、市民の地域の課題解決への理解を深め、男女共同参画への意識を啓発・促進することを目的としています。
2. 主催 盛岡市、もりおか女性センター
3. 実施日程 令和8年8月～令和9年1月までの期間中の1日  
※募集要項で提示された実施可能日のうちの1日  
(もりおか女性センター事業と重ならない日)
4. 対象団体
  - ・もりおか女性センターを利用し、男女共同参画社会の実現に向けた地域活動や市民活動を行っている団体及び盛岡市男女共同参画団体（なはんネットもりおか登録団体）
  - ・その他、主に盛岡市内において男女共同参画の視点に立って活動している団体
5. 募集内容  
上記目的に沿った内容の企画を募集します。  

例) ・講演会・ワークショップ・調査研究  
・アーカイブ・冊子・制作物の作成

  
ただし、団体内の発表会や勉強会ではなく、広く市民に向けた企画とします。また、特定の政治活動や宗教活動、営利目的の事業は対象外です。
6. 実施スケジュール
  - (1) 公募期間 令和8年5月1日（金）から令和8年6月22日（月）17時まで
  - (2) 書類選考 令和8年6月下旬から7月上旬予定
  - (3) 選考結果通知 令和8年7月中旬予定
  - (4) 事業実施 令和8年8月から令和9年1月まで
  - (5) 振り返り 事業終了後1か月以内  
各団体の企画・実施・成果に関して、各団体ともりおか女性センターで振り返りを行います。
  - (6) 報告書の提出 振り返り終了後、2週間以内に「事業終了報告書・事業決算報告書」と「請求書」をご提出いただきます。

## 7. 支援内容

(1) 企画立案・運営に関するサポート

(2) 1事業 50,000円を上限とします。事業団体数は書類選考で決定します。

### ① 助成金対象となる主な経費

- |                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| ・ 諸謝金（講師、保育者等）        | ・ 旅 費（講師、保育者等）      |
| ・ 印刷費（チラシ印刷、コピー代等）    | ・ 会議費（講師昼食代、講師用の水等） |
| ・ 消耗品費（事務用品、用紙代等）     | ・ 通信運搬費（切手代、宅配代等）   |
| ・ 会場費（会場賃借料、借り上げ備品代等） | など                  |

### ② 助成金対象外の経費

- ・ 企画者や企画団体の構成員が講師になる場合の謝金
- ・ 団体スタッフの日当や旅費、飲食代、駐車料等
- ・ 参加者への飲み物や茶菓の購入代金（参加費を徴収した場合でも）

### ③ その他

- ・ 参加者から参加費を徴収する場合は、資料代や保育代等営利を目的としないと判断されるものについてのみ認めます。（事前に担当までご相談ください）
- ・ 予算書に変更が生じた場合は、事務局までご連絡ください。
- ・ 助成金は必要な経費のみを予算立てしてください。

## 8. 団体で行う主な手続き

(1) 会場の決定、会場申請ならびに会場での借用備品等の申請に関わること

（※ 原則、会場はプラザおでって館内を使用のこと。万が一会場の確保ができない場合はもりおか女性センターの事業であることの、周知の協力をお願いします。）

令和8年8月から令和9年1月までの期間中の1日を団体で設定してください。

但し、もりおか女性センター担当者が事業に同席しますので、センター事業と重ならない日を設定していただきます。選考結果通知と合わせて実施可能日を提示いたしますが、必ず、決定する前に日程案の段階でご相談ください。

(2) 講師や協力者の依頼に関わること

(3) 源泉徴収事務に関わること

- ・ 講師謝金は源泉徴収処理を行い、お支払いください。（別紙参考資料参照）

(4) 事業ちらし等の作成および印刷、配布、事業の周知に関わること

また、参加者へのアンケートは必ず実施すること

（※ チラシや参加者アンケートなどの印刷前は事前にもりおか女性センターの許可を得てください。その際は持参、郵送、メールにて提出してください。）

## 9. 応募方法

(1) 下記書類を令和8年6月22日(月)17時(厳守)までに提出してください。

① もりおか女性センター「市民団体支援事業」企画申請書(事業計画書・事業予算書)

【様式1】

② もりおか女性センター「市民団体支援事業」団体に関する調書 【様式2】

※ 団体規約・会則を添付(様式は不問。団体規約・会則がない場合は、今までの活動実績をまとめた報告書を提出)

※申請書は、もりおか女性センター窓口でのお渡し、またはもりおか女性センターホームページよりダウンロードすることができます。

## (2) 書類提出先

もりおか女性センター

〒020-0871 盛岡市中ノ橋通1-1-10 プラザおでって5階

もりおか女性センター「市民団体支援事業担当」宛

提出方法

① 持参      ② 郵送      ③ メール E-mail : [mjc@sankaku-npo.jp](mailto:mjc@sankaku-npo.jp)

(メールの場合は書類を添付の上提出)

## 10. 選考方法

【書類選考】

書類ご提出後、審査員が選考します。(選考結果の通知は7月中旬)

11. 問い合わせ      もりおか女性センター(担当:吉田、佐々木)

〒020-0871 盛岡市中ノ橋通1-1-10 プラザおでって5階

TEL 019-604-3303 / FAX 019-601-4031

令和8年5月1日

## 市民団体支援事業にかかる源泉徴収事務について

当事業の助成金執行に伴い、講師の報酬・料金等にかかる源泉徴収について、下記の通り対応をお願いします。

なお、一度税務署へ確認またはご相談の上、手続きをお願いします。

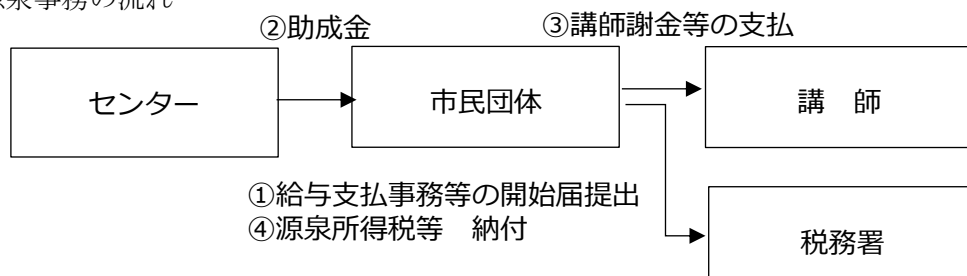
### 1 源泉徴収義務の概要

報酬・料金等の支払をする者は、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。（「所得税法 204①、205」）

※「報酬・料金等」とは、講師謝金及び現金で支払う旅費を指す。

このことから、市民団体が講師に報酬・料金等を支払う際、市民団体は源泉徴収義務者となり、税務署に事前の届出が必要となります。

### 2 源泉事務の流れ



### 3 領収書の参考例 ※各団体の様式で構いません。

令和8年 月 日
領 収 書
〇〇 〇〇 様
¥ 10,000
但、講師謝金（または旅費）として うち、上記金額より源泉徴収税額（ 円）を差引受取りました
住所
氏名
電話番号
印

#### 【この件に関する問い合わせ先】

盛岡税務署

所在地: 〒020-8677 盛岡市本町通3丁目8番37号

電話: 019-622-6141

提出書類: 「給与支払事務等の開始届出書」